

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況（総括質疑）

(平成23年8月16日)

質問者 民主党・道民連合 星野 高志 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 泊発電所3号機に関する考え方について</p> <p>(一) 3号機の取り扱いについて 先ほど、担当の部長さん管理監からいくつかご答弁をいただいたわけですが、今回の3号機の再稼働の移行に伴う判断というのは、3.11の大震災以降、全国で初めてなわけで、国に照会して答えが返ってきたことだけで他の関係と切り離して判断するべきではない、と申し上げてきた。 ひとつには、知事も5月19日の記者会見で、浜岡原発に対して国が中止の勧告を行ったことを踏まえて浜岡と泊を含む他の原発はどう違うのか、あるいは東京福島発電所の事故の原因が津波によるものか地震によるものか、これがはっきりしないうちは、泊に関してものは言えない状況だと話されている。したがって、原子力発電そのものの安全議論をしっかり行った上で、それと関連して今回の判断をすべきが1点です。 さらには、そもそも北海道として、どのような原子力に対する基本的なスタンスを持った上で、今回の個別事例についての判断するかということが明らかにしなければならぬと私は考えている。 そこでまず第1点目の原子力発電所の安全問題の議論を踏まえた上で、今回の判断をすべきとの視点から、国に対して知事が行っている行っている照会、浜岡との違い、地震の影響、この2点についてもを解明した上で今回の判断すべきと考えているが如何ですか。</p> <p>(二) 原子力に対する基本的な見解について まさに機械的にと言っては失礼かもしれませんが、国が今回の泊3号機は再稼働には当たらないという回答に対して、それだけ切り離して判断するのは、とても道民の理解を得られるとは私は考えておりません。 ましてや今日こんな時間までかかってとにかく1日であることにこだわっておられる理由が、今朝の委員会の質疑も、今日の他の委員の質疑を聞いていても、どうしても私には納得できないものがある。何か、ここまでこんな時間までやっていることになると、もしかしたら誰にも言えない約束があったのではないかというような憶測さえ出始めている始末ですから、そんな憶測が出てきてしまっは、これから道民の理解を得て進めることはなかなか大変なものがあります。従いまして今日議事が終わって考え方を整理すると言われていたのですが、その辺はしっかりと頭に入れた上でご判断をいただきたいと思う。 二点目、先ほども申し上げましたが、一方で、この個別の事案を判断するに当たっては、そもそも北海道としては、基本的なスタンスはどこに置いているのかということが、はっきりと示されなければなりません。 12年前には北海道はいわゆる脱原発条例というものを制定しましたし、また、最近では、町村からもいくつかの意見書もあがってきているようですが、これらを踏まえて、知事の基本的な見解を伺っておきます。</p>	<p>(知事) 国への質問についてのご質問でございますが、道では、これまで原子力発電所の再稼働に関して、浜岡原発と泊発電所の扱いが異なる根拠など、今、委員のご指摘の点につきまして、国から責任ある説明をしてもらう必要があると繰り返し申し上げてきたところでございます。 こうした中、国においては、調整運転中の泊3号機については再稼働にあたらぬと改めて整理がされたところであり、いわゆる営業運転により稼働中の原子力発電所と同様の位置づけと示されたと、このように考えているところであります。 一方で、泊3号機はストレステストの二次評価の対象とされ、安全性の向上と国民・住民の方々の安心・信頼の確保のため、地震、津波、また、それらの複合事象などに対する安全性に関する総合的な評価がなされ、その結果について、原子力安全・保安院と原子力安全委員会がダブルチェックを行い、政府として、継続運転の可否を判断することとされたところであります。 このようなことから、これまで国に照会していた事項については、現時点では、その回答を求めることは要しないものと考えているところであります。以上であります。</p> <p>(知事) 省エネ・新エネ促進条例についてのご質問についてでございますが、平成12年に制定をされた本条例におきましては、「原子力を過渡的エネルギーと位置づけ、脱原発の視点に立って、新エネルギーの利用を拡大する」旨を定めているところであります。 また、この度の福島第一原発の事故を契機として、道内において原子力に関し、安全性や再生可能エネルギーの導入による過度の依存の低減などの意見書が採択されているところであります。 私といたしましては、本条例やこれら意見書の趣旨などをしっかりと受け止め、新エネルギーの開発・導入の促進などを通じて、エネルギーの安定供給に努め、道民の生活の安定や産業活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ただいま、この条例は知事が就任する以前に制定をされたものですが、議会の中で幾度か質疑してまいりましたけれども、過渡的エネルギーとしての位置づけについては、何度か知事もこの条例を引き合いにだされていましたが、脱原発の視点に立ってという引き合いをだされたのは、おそらく今日が初めてではないかと私は記憶しておりますが、そうであるとするならば、これを日ごろ言われている北海道は新エネルギーの宝庫であるということと併せて、条例の立場に立って、そして、北海道の状況を踏まえるならば、今後、具体的なロードマップづくりなどしていかねばならないと思います。</p> <p>今回の個別事案については、慎重な判断をされると同時に今後、積極的な将来に向けての議論を別の機会に行うことを申し添えて質問を終わります。</p>	